

本人確認情報の利用拡大とセキュリティ対策について

1 社会保障・税番号制度について ～ 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理 ～

(1) 制度の概要

国、地方公共団体等の複数の機関が保有する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するために、特定の個人を識別する機能を有する番号（マイナンバー）を住民に付し、これを用いて効率的な情報の管理及び利用、各機関間の迅速な情報の授受を可能とする。

平成 28 年 1 月 1 日以降、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続きなどで、順次申請書等に個人番号の記載が求められる。

(2) 導入の目的と効果

目 的	効 果
公平・公正な社会の実現	○ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正受給を防止
住民の利便性向上	○ 申請時の添付書類（例：所得証明書）の削減による住民の負担軽減
行政事務の効率化	○ 行政機関における情報の照合、入力などに要する時間・労力の削減、正確性の向上

2 住民基本台帳法の一部改正について

《平成 27 年 10 月 5 日施行》

(1) 住民票の記載事項及び住基ネットの本人確認情報に「個人番号」を追加

- 個人番号を基本 4 情報、住民票コード等とあわせて住基ネットで取り扱う本人確認情報の一つと位置付け
- 個人番号を住民票の記載事項に追加し、本人等からの特別の請求に限り、個人番号を記載した住民票の写し等を交付

(2) 指定情報処理機関制度の廃止 ⇒ 地方公共団体情報システム機構に移行

- 知事が指定情報処理機関へ事務を委任する仕組みを廃止し、機構が知事から通知を受けた本人確認情報を保存し、国・地方公共団体等へ提供することを規定

《平成 28 年 1 月 1 日施行》

(3) 住基ネットの本人確認情報を利用できる事務を追加

- 個人番号を利用する機関に対し、住基ネットを通じて個人番号を含む本人確認情報を提供できるよう、本人確認情報を利用できる者及び事務を規定している別表を改正

(4) 住民基本台帳カードに関する規定を削除 ⇒ 番号法に規定する個人番号カードに移行

- 番号法において、市町村長が個人番号カードを交付することを規定することに伴い、住基法上の住民基本台帳カードに関する規定を削除

3 スケジュール

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
マイナンバー法		H27.10 個人番号の付番、通知	H28.1 個人番号の利用※1、個人番号カード交付	H29.7 情報連携 (地方公共団体含む)
住民基本台帳法	指定情報処理機関 (地方公共団体情報システム機構)	地方公共団体情報システム機構	個人番号の住民票への記載	
	本人確認情報の提供	本人確認情報(個人番号含む)の提供		
	住基カードの交付	住基カードの経過措置		

(※1) 個人番号の利用：個人番号の収集、対象者情報の管理

(※2) 情報連携：特定個人情報の照会・提供 ⇒ 添付書類の省略可能に

4 個人番号利用事務における住基ネットの利用について

番号法の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務は、住基法別表で本人確認情報の利用・提供を受けることができる事務としても規定される。

これにより、個人番号の事務利用課は、個人番号を含む本人確認情報の利用・提供を法律上受けることができるようになるため、こうした新たな住基ネット事務利用担当課についても、研修会等を通じたセキュリティの確保に努めてまいりたい。

【参考：住民基本台帳法】

(本人確認情報の利用)

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。

1. 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。
2. 条例で定める事務を遂行するとき。

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあつては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあつては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

1. 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。
2. 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

住基ネットの本人確認情報の利用を予定している事務一覧

法律名	個人番号利用可能者	個人番号利用可能事務	番号法別表第1	住基法別表	事務利用担当課	備考
1 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	都道府県知事	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務	16	別表5 4-2	税務課	
2 児童福祉法(昭和22年法律第164号) ※小児慢性特定疾患関係 ※障害児入所給付費関係 ※里親等関係	都道府県知事	里親の認定、養育里親の登録、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児等の入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定、費用の徴収に関する事務	7	別表5 8-2	保健・疾病対策課 障がい者支援課 こども・家庭課	
3 児童福祉法(昭和22年法律第164号) ※助産施設、母子支援施設関係	都道府県知事等	助産施設における助産の実施、母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	9	別表5 8-3	こども・家庭課	
4 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)	都道府県知事等	児童扶養手当の支給に関する事務	37	別表5 9	こども・家庭課	
5 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)	都道府県知事等	資金の貸付け、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与、給付金の支給に関する事務	43・44・45	別表5 9-3	こども・家庭課	
6 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) ※私立学校対象	都道府県知事	就学支援金の支給に関する事務	91	別表5 6-2	私学・高等教育課	
7 生活保護法(昭和25年法律第144号)	都道府県知事等	保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	15	別表5 9-4	地域福祉課	
8 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	63	別表5 10-3	地域福祉課	
9 予防接種法(昭和23年法律第68号)	都道府県知事	予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収に関する事務	10	別表5 6-3	保健・疾病対策課	
10 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)	都道府県知事	入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務	70	別表5 6-4	保健・疾病対策課	
11 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成25年法律第50号)	都道府県知事	特定医療費の支給に関する事務	98	別表5 6-5	保健・疾病対策課	
12 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)	都道府県知事	診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務	14	別表5 9-7	保健・疾病対策課	
13 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)	都道府県知事	身体障害者手帳の交付に関する事務	11	別表5 9-6	障がい者支援課	
14 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)	都道府県知事等	特別児童扶養手当の支給、障害児福祉手当、特別障害者手当に関する事務	46・47	別表5 10	障がい者支援課	
15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	都道府県知事	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	84	別表5 10-2	障がい者支援課	
16 公営住宅法(昭和26年法律第193号)	都道府県知事	公営住宅(同法第2条第2号)の管理に関する事務	19	別表5 28	公営住宅室	
17 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)	都道府県知事	改良住宅(同法第2条第6項)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	35	別表5 28-2	公営住宅室	
18 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)	都道府県教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務	26	別表6 1	特別支援教育課	
19 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) ※県立高校対象	都道府県教育委員会	就学支援金の支給に関する事務	91	別表6 3	高校教育課	

【住基ネットの利用場面】

○申請者等の個人番号の確認

○既存業務システム内の基本4情報(氏名・住所・生年月日・性別)の整備

住基ネット利用事務の拡大に伴うセキュリティ対策について

マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務が増えることから、以下3つの側面から更なるセキュリティ対策を進めたい。

制度面

- ・ 記録する情報を「本人確認情報」に限定
- ・ 職員の秘密保持義務
- ・ 「本人確認情報」の利用及び提供の制限

住民基本台帳法で規定

技術面

- ・ 専用回線の利用
- ・ ファイアウォールによる外部からの不正な通信の防止
- ・ 業務権限別の照合情報の登録

など

運用面

- ・ 職員教育の徹底
⇒ 新規担当職員を対象とした研修会の実施
- ・ 業務アプリケーション利用上のセキュリティ対策
⇒ 業務以外での利用禁止、権限のない者による不正な操作防止、出力情報からの情報漏えい防止を徹底
- ・ 物理的なセキュリティ対策
⇒ 入退室管理による不正アクセス防止、空調設備の確保や災害対策などによる重要機器の物理的保護を実施
- ・ システム管理に関するセキュリティ対策
⇒ 磁気ディスクやドキュメント（書類）の適切な管理、ログや操作履歴の徹底管理
- ・ 委託業者の管理
⇒ 契約書による委託業者の秘密保持義務の明確化、委託業務の管理・監視

事務利用課拡大にあたって、特に実施すること

◎住基ネット利用開始前の適切な時期に、新規事務利用担当課を対象とした研修会を実施し、担当職員にセキュリティ対策の内容の周知・徹底を図る。

自己点検、内部監査、外部監査によりチェック

住民基本台帳ネットワークシステム 平成 28 年度以降のセキュリティ対策（監査）について

1 基本的な考え方

《職員研修について》

- 新規事務利用担当課については、利用開始前の適切な時期に研修を実施する。
- 現行の事務利用担当課については、新規担当職員等を対象とした研修会を 4 月に実施する。

《監査等について》

- 自己点検は、新規事務利用担当課を含め全機関で実施する。
- 全ての事務利用担当課（新規事務利用担当課を含む）を対象に、3 年間で内部監査又は外部監査のいずれかを実施する。
- 新規事務利用担当課については、原則利用開始年度に内部監査を実施する。ただし、内部監査時点で利用実績のない課については、翌年度に実施する。
- 業務端末を設置している事務利用担当課を優先して外部監査の受検対象とする。

2 年度別計画

上記の考え方を踏まえ、セキュリティ責任者及びネットワーク管理者は、平成 26 年度から 28 年度までの年度別計画を見直す。

【参考】年度別計画(案)

年 度	監査対象所属	
	内部監査	外部監査
平成 26 年度	職員課、ものづくり振興課、建築住宅課	諏訪地方事務所、木曾地方事務所
平成 27 年度	税務課、国際課、 <u>地域振興課</u> 、 <u>山岳高原観光課</u> 、 <u>国際観光推進室</u> 、 <u>建築住宅課</u> 、 下伊那地方事務所、北信地方事務所	上小地方事務所、長野地方事務所
平成 28 年度	消防課、地域福祉課、松本地方事務所、 北安曇地方事務所、 <u>新規事務利用担当課</u>	佐久地方事務所、上伊那地方事務所

※下線は、新規事務利用担当課

3 監査人

- (1) 内部監査 セキュリティ責任者、ネットワーク管理者又はこれらの指定する者
- (2) 外部監査 別に定める一定の資格・能力を有する外部の監査人